

令和5年度 第18回庁議要旨

日時：令和5年12月27日（水）

午前10時～午前10時45分

会場：庁議室

[審議事項]

1 職員のサービスの宣誓の見直しについて（総務部）

令和5年3月、本市のDXの推進を図るため、令和3年1月に策定した「行政手続きに関する押印、書面規制等の見直し指針」の改定を行い、会計手続、人事手続等の行政内部の手続についても、押印等の廃止を行い、簡素化を推進することとした。

石巻市職員のサービスの宣誓に関する条例に基づくサービスの宣誓の際における署名、押印等を不要とし、事務手続の簡素化を図る。

(1) 主な内容

新たに職員になった者に対して義務付けているサービスの宣誓の手続において、署名、押印等を廃止し、次のとおり見直しを行う。

【現行】新たに職員になった者は、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において宣誓書に署名・押印する。

【改正】新たに職員になった者は、任命権者に宣誓書を提出する。

(2) 今後の予定

令和6年2月 市議会第1回定例会に石巻市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について提案（施行予定年月日：令和6年4月1日）

2 職員の妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のための育児休業等代替任期付職員の配置について（総務部）

令和5年6月13日に閣議決定された「こども未来戦略方針」において、国際的に見ても低水準にある夫の家事・育児関連時間を増やし、共働き・共育てを定着させていくために男性の育児休業の取得促進が掲げられ、育児休業制度の給付面の拡充と併せて、2025年までに30%とした男性職員の育児休業取得率の政府目標を、国家公務員及び地方公務員（一般職・一般行政部門職員）については、2025年までに1週間以上の取得率を85%、2030年までに2週間以上の取得率を85%に引き上げることとした。

本市においても、男性職員の育児休業の取得促進のため、育児休業を取得した際に代替職員を配置し、育児休業を取得した職員及び職場双方の負担軽減を図ることにより、職員の妊娠・出産・育児等と仕事の両立を支援する。

(1) 主な内容

ア 制度概要

男性・女性を問わず、職員の育児休業（女性職員にあっては産前産後休暇を含む。）期間に応じて、任期付職員を代替職員（以下「育児休業等代替任期付職員」という。）として配置する。男性職員の場合、短期間の育児休業取得が多いが、本市独自の育児支援策として最短でも1年間（原則）は育児休業等代替任期付職員を配置する。

イ 採用方法

随時募集（作文試験・面接試験等）により合格した者を採用候補者名簿に登録し、登録日から1年間（延長可）を有効期間とする。職員から請求のあった育児休業等を承認後、採用候補者名簿に登録された者の中から採用する。

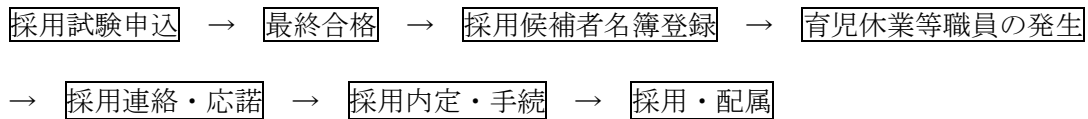
ウ 受験資格

年齢制限なし。専門職については資格要件あり。地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する者は受験不可。

エ 代替の対象となる職員

常時勤務を要する一般職員（任期付職員を含む。定年前再任用短時間職員等の非常勤職員を除く。）

オ 採用・配属までの流れ（イメージ）



(2) 今後の予定

- 令和6年 2月 市議会第1回定例会に職員人件費として関係予算案を提案
- 4月 育児休業等代替任期付職員の募集開始
- 10月 育児休業等代替任期付職員の採用

3 稲井テニスコート・河南体育センター・網地島テニスコートの廃止について（市民生活部）

稲井テニスコートは、体育・スポーツの普及振興を図り、もって市民の心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活の向上に資することを目的に設置され、長年にわたり市民の健康増進・体力向上に寄与してきたが、平成30年4月に石巻市総合運動公園にテニスコートが供用開始されたことにより、利用者が減少した。

河南体育センター及び網地島テニスコートは、経年劣化による老朽化が進み、現在は利用できない状況にある。

令和3年12月に策定した「石巻市社会教育・体育施設等適正配置及び長寿命化計画」においては、これらの施設の廃止を検討するとしていた。

稲井テニスコート・河南体育センター・網地島テニスコートを廃止することにより、運営費用の削減及び社会教育・体育施設の適正配置を図る。

(1) 主な内容

稲井テニスコート・河南体育センター・網地島テニスコートの3施設を廃止する。

廃止する施設の概要

施設名称	稲井テニスコート	河南体育センター	網地島テニスコート
施設所在	大瓜字鷺ノ巣62番地	前谷地字黒沢前60番地	長渡浜杉13番地3
敷地面積	11,221㎡	2,628㎡	1,587㎡
供用開始	昭和54年	昭和53年	昭和60年

(2) 今後の予定

令和6年2月 市議会第1回定例会に石巻市営運動場条例の一部改正並びに石巻市河南体育センター条例及び石巻市網地島テニスコート条例の廃止について提案（施行予定年月日：令和6年4月1日）

4 石巻市放課後児童クラブの支援数及び定員数の変更について（保健福祉部）

本市の放課後児童クラブは、現在、全52か所のうち、33か所を直営、19か所を民間委託にて運営しているが、児童数の減少等の理由により、直営の一部を休止にしている。また、今後、民間委託を推進するため、小学校の余裕教室で運営している児童クラブについて整理が必要となっている。

放課後児童クラブの支援数及び定員数の適正化を図るもの。

(1) 主な内容

石巻市放課後児童クラブ条例及び石巻市放課後児童クラブ条例施行規則を改正し、万石浦地区、山下地区、住吉地区の支援数及び定員数を以下のとおり変更する。

現 行		令和6年度～	
万石浦地区第1	定員 70 人（専用教室）	万石浦地区第1	定員 50 人（専用教室）
万石浦地区第2	定員 40 人（余裕教室・休止中）	万石浦地区第2	定員 50 人（専用教室）
万石浦地区第3	定員 50 人（専用教室）	※民間委託の予定	
山下地区第1	定員 40 人（余裕教室）	山下地区	定員 50 人（余裕教室）
山下地区第2	定員 40 人（余裕教室・休止中）		
住吉地区第1	定員 40 人（余裕教室）	住吉地区	定員 50 人（余裕教室）
住吉地区第2	定員 40 人（余裕教室・休止中）		

※現在の利用者数は定員の5割程度となっている。

(2) 今後の予定

令和6年2月 市議会第1回定例会に石巻市放課後児童クラブ条例の一部改正について提案（施行予定年月日：令和6年4月1日）

3月 石巻市放課後児童クラブ条例施行規則改正（施行予定年月日：令和6年4月1日）
学校や保護者への周知

[報告事項]

1 令和5年度市民意識調査の集計結果報告書について（総務部）

本調査は、広聴事業として実施しており、市の施策の特定事項について市民の関心、意向、要望等を調査し、市民の意見を市政に反映させるもの。

(1) 主な内容

調査対象者・調査内容等

ア 調査対象者数：2,700人（市内に居住する満18歳以上の男女から無作為抽出）

イ 調査期間：令和5年7月24日（月）～9月6日（水）

ウ 調査項目：① 市政に対する満足度

② 市政への関心

③ SDGs（持続可能な開発目標）

④ 石巻市での居住

- ⑤ 男女共同参画社会
- ⑥ 町内会・自治会活動への参加
- ⑦ スポーツ
- ⑧ 石巻市の環境
- ⑨ 地域福祉

エ 回収結果：(回収件数) 917件、(回収率) 34.0%

※今年度から郵送に加えてインターネットによる回収も実施

(2) 今後の予定

令和6年1月 集計結果報告書を石巻市議会、石巻記者クラブ、国会図書館等へ送付するほか、情報公開コーナーに設置し、ホームページに掲載する。

2 令和5年度宮城県原子力防災訓練の実施について（総務部）

原子力防災訓練は、女川原子力発電所の運転開始の前年（昭和58年）から宮城県と共催で実施しており、東日本大震災以降は、原子力災害対策指針の見直しにより、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域が女川原子力発電所から半径30kmに拡大されたことから、宮城県、女川町、石巻市に加え、登米市、東松島市、涌谷町、美里町及び南三陸町においても訓練を実施している。

原子力防災訓練を実施することにより、原子力防災関係機関における原子力災害発生時の応急対策に関する検証及び地域住民の防災意識の高揚を図るもの。

(1) 主な内容

ア 日 時

- ① 令和6年1月20日【住民避難等訓練】
- ② 令和6年1月31日【災害対策本部運営訓練】

※それぞれ別日程で実施予定

イ 場 所 石巻市内全域（避難先を含めた県内関係市町においても実施）

ウ 主 催 宮城県、女川町、石巻市、登米市、東松島市、涌谷町、美里町、南三陸町

エ 想 定 （自然災害）

三陸沖において地震が発生し、県内の広い範囲で震度5強～6強を観測（女川町及び石巻市で震度6強）

その直後に大津波警報が発表され、各地域にて避難者が多数発生したほか、地震及び津波により、人的・住家被害が発生した。

（原子力災害）

自然災害発生後、大津波警報の発表に伴い、定格熱出力運転中の女川原子力発電所2号機を緊急停止

外部電源の喪失、機器故障によって原子炉冷却機能を喪失し、全面緊急事態に至る。

その後、炉心が損傷し、放射性物質が放出され、各地点において一時移転が必要な空間放射線量率の上昇が認められた状況になった。

オ 訓練項目

① 令和6年1月20日予定【住民避難等訓練】

- (i) 住民避難等訓練
 - (a) 避難訓練
 - (b) 屋内退避訓練
- (ii) 広報訓練
- (iii) 原子力災害医療活動訓練
- (iv) 感染症対策訓練

② 令和6年1月31日予定【災害対策本部運営訓練】

- (i) 石巻市災害対策本部運営訓練
- (ii) 緊急時通信連絡訓練
- (iii) 緊急時モニタリング訓練

[その他の訓練内容]

宮城県及び実動部隊等の関係機関において、県災害対策本部運営訓練、避難退域時検査等訓練及び交通対策等措置訓練等を実施する。

カ その他

- ・本年度改訂を行った「石巻市地域防災計画〔原子力災害対策編〕」及び「原子力災害時における石巻市広域避難計画」の内容について、本訓練において検証を行う。
- ・住民避難等の際にデジタル技術を活用することで、避難実施の円滑化を図る。

(2) 今後の予定

令和5年12月 訓練内容について宮城県がプレス発表
～令和6年1月 県作成による訓練周知リーフレットの全戸配布

3 テラモーターズ株式会社提案による公共施設へのEV充電インフラの設置について（市民生活部）

テラモーターズ株式会社（電気自動車メーカー・EV充電インフラ事業を手掛けるベンチャー企業）より、EVの普及推進を図るため、公共施設へのEV充電インフラの設置について提案を受け、本市においても、脱炭素社会の構築に寄与する必要な取組と判断し、設置に向けた調整を進めてきた。

EV充電インフラの設置にあたり、同社が経済産業省に申請していた「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」の交付が先般、決定したことから、当該補助金を活用し、本市公共施設に同社EV充電インフラを設置するもの。

(1) 主な内容

テラモーターズ株式会社の全額経費負担により、本市公共施設にEV充電インフラを設置する。

- ア 設置施設 9施設
- イ 設置基数 18基 ※全機6kwタイプとする。
- ウ 利用者負担 6kwタイプ 充電料金（1時間）：500円
- エ 電気料 使用した電気料相当額が同社から市に返還される。
- オ その他 当初予定していた他の施設（26施設）については、次年度以降の同補助金募集状況により随時申請予定。

(2) 今後の予定

令和5年12月	テラモーターズ株式会社とEV充電インフラの設置に係る契約締結
12月～	設置工事開始（1月末まで完了）
令和6年2月～	使用開始

4 石巻市「こどもまんなか」宣言について（保健福祉部）

本市では、平成21年4月、石巻市子どもの権利に関する条例を施行し、本条例の趣旨を踏まえつつ各種子ども施策を推進してきた。

国においては、令和5年4月、こども家庭庁を設立し、併せて、全てのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども政策を総合的に推進することを目的にこども基本法を施行した。

こども家庭庁では、こども一人ひとりの意見を聴き、その声をまんなかに置く「こどもまんなか」をスローガンとしており、企業、団体、地方公共団体等に対し、「こどもまんなか」の趣旨に賛同し、アクションを実行することを呼びかけている。

本市においても、石巻市「こどもまんなか」を宣言し、こどもまんなか社会の実現に向けた各種施策の一層の推進を図るもの。

(1) 主な内容

次の3項目を、石巻市「こどもまんなかのための3つのアクション」とし、石巻市「こどもまんなか」宣言を行う。

ア 子どもの権利の保障の推進

本市では、平成21年に県内で最初に、子どもの権利に関する条例として「石巻市子どもの権利に関する条例」を制定している。

また、「子どもの権利に関する標語コンテスト」や「子どもの権利学習テキスト」の作成など、子どもの権利の保障の推進に関する取組を行っており、これらの取組を継続して推進していく。

(子どもの権利条約における4原則：命を守られ成長できること、意見を表明し参加できること、子どもにとって最もよいこと、差別のないこと)

イ 子どもの声や意見の発信

こども基本法においては、子ども・若者の意見表明の機会を確保し、施策に取り入れることとしている。

平成26年に開館した石巻市子どもセンターらいつでは、子どもの権利を柱に子どもの声を事業や運営に取り入れており、令和5年11月には国内先進事例調査における子どもセンターらいつの取組が掲載されるなど、全国から高い評価を受けている。

同センターで実施している「まきトーク（子どもまちづくり意見交換会）」では、子どもの意見を社会に発信する場として、子どもたちが意見やアイデアを出し合い、市長に提言を行っており、引き続きこのような取組を行うことにより、子どもの声や意見を発信していく。

ウ 子どもの居場所の拡充

家庭や学校以外での子どもが安心して過ごせる居場所づくりを推進するため、子どもや子育て世帯への支援活動を展開する団体（子ども食堂や放課後児童クラブの運営、学習支援活動などを行う団体）と情報を共有し、市の施策に反映させる「子どもの居場所づくり懇談会」を令和4年10月及び令和5年3月に開催している。

また、子どもや子育て世帯からの「もっと子どもの居場所が欲しい」との声を受け、令和5年度から新規事業として各総合支所地区の公民館等で「移動型児童館」を開設しており、引き続きこれらの取組を行うことにより子どもの居場所の拡充を図っていく。

(2) 今後の予定

令和6年1月 石巻市子どもセンターらいつ「10周年記念行事」において宣言

【その他】

- ・地域防災計画の改訂に伴う配備体制基準等について（総務部）
- ・市議会第1回定例会会期日程（案）について（総務部）

以上